

新旧対照表（北海道電力エリア）

J:COM 電力家庭用コース 表紙

変更後	変更前	変更
J:COM 電力 家庭用コース 契約約款 2024年4月1日	J:COM 電力 家庭用コース 契約約款 2023年11月1日	変更

J:COM 電力家庭用コース 本文

変更後	変更前	変更
・各条共通 別表 15（離島ユニバーサルサービス調整）(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額 料金表Ⅱ 当社または一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 当社または一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 <対象> 第 16 条（従量メニュー） 第 16 条の 2（オール電化向けメニュー） 第 16 条の 3（グリーンメニュー）	・各条共通 別表 15（電源調達調整）(2)によって算定された電源調達調整額 料金表Ⅲ 当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 <対象> 第 16 条（従量メニュー） 第 16 条の 2（オール電化向けメニュー） 第 16 条の 3（グリーンメニュー）	変更 変更 変更 変更

<p>(1) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として (イ) の契約容量決定方法に準じてえた値</p> <p>オール電化向けメニュー</p> <p>(5) 削除 (8) 削除 (11) 削除 (14) 削除 (17) 削除 (18) 削除 (19) 削除 (20) 削除 (21) 削除</p> <p>グリーンメニュー</p> <p>(4) 削除 (6) 削除 (7) 削除 (8) 削除 (9) 削除 (10) 削除 (11) 削除 (12) 削除 (13) 削除 (14) 削除 (15) 削除 (16) 削除 (17) 削除 (18) 削除 (19) 削除 (20) 削除 (21) 削除 (22) 削除 (23) 削除 (24) 削除</p>	<p>(1)契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、第 16 条(従量メニュー)(2)二に定める従量 C の契約容量算出方法に準じてえた値</p> <p>※契約者が、夜間蓄熱型機器を使用される場合で、契約者が希望し、かつ、夜間蓄熱型機器以外の機器について、一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合、(1)の値は、ハ (イ) の計算式に基づき算定いたします。</p> <p>オール電化向けメニュー</p> <p>(5) ピーク抑制 (ピーク 17 時/夜間 23 時) 、 (8) ピーク抑制 (ピーク 17 時/夜間 22 時) 、 (11) ピーク抑制 (ピーク 17 時/夜間 0 時) 、 (14) お得タイム (午後時間 14 時-19 時) 、 (17) お得タイム S (午後時間 14 時-19 時) 、 (18) お得タイム S (午後時間 15 時-20 時) 、 (19) お得タイム M(午後時間 13 時-18 時) 、 (20) お得タイム M(午後時間 14 時-19 時)、 (21) お得タイム M(午後時間 15 時-20 時)</p> <p>グリーンメニュー</p> <p>(4) グリーン時間帯別 (夜間 22 時-6 時) 、 (6) グリーンピーク抑制 (ピーク 16 時/夜間 23 時) 、 (7) グリーンピーク抑制 (ピーク 17 時/夜間 23 時) 、 (8) グリーンピーク抑制 (ピーク 18 時/夜間 23 時) 、 (9) グリーンピーク抑制 (ピーク 16 時/夜間 22 時) 、 (10) グリーンピーク抑制 (ピーク 17 時/夜間 22 時) 、 (11) グリーンピーク抑制 (ピーク 18 時/夜間 22 時) 、 (12) グリーンピーク抑制 (ピーク 16 時/夜間 0 時) 、 (13) グリーンピーク抑制 (ピーク 17 時/夜間 0 時) 、 (14) グリーンピーク抑制 (ピーク 18 時/夜間 0 時) 、 (15) グリーンお得タイム M(午後時間 13 時-18 時)、 (16) グリーンお得タイム M(午後時間 14 時-19 時)、 (17) グリーンお得タイム M(午後時間 15 時-20 時)、 (18) グリーンお得タイム S(午後時間 13 時-18 時)、 (19) グリーンお得タイム S (午後時間 14 時-19 時) 、 (20) グリーンお得タイム S (午後時間 15 時-20 時) 、 (21) グリーンお得タイム M(午後時間 13 時-18 時)、 (22) グ</p>	<p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
---	--	-------------------------------

<p>△ 削除</p> <p>(イ) 削除</p> <p>(ロ) 削除</p>	<p>リーンお得タイム M(午後時間 14 時-19 時)、(23) グリーンお得タイム M(午後時間 15 時-20 時)、(24) グリーンお得タイム(電化住宅型)</p> <p>△ 割引</p> <p>(イ) 契約者が、別表 11 (時間帯別、グリーン時間帯別を契約されるお客さまについての割引) の適用を受ける場合は、ホによって算定された料金から、別表 11 (時間帯別、グリーン時間帯別を契約されるお客さまについての割引) に定める割引額を割引いたします。</p> <p>(ロ) 当社は、ホによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が第 1 条 (適用) (2) イに該当する場合 <p>電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、ホ (ロ) によって算定された電力量料金から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。</p> <p>割引表</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
<p>△ 削除</p> <p>(イ) 削除</p> <p>(ロ) 削除</p>	<p>△ 割引</p> <p>(イ) 契約者が、別表 12 (ピーク抑制、グリーンピーク抑制を契約されるお客さまについての割引) の適用を受ける場合は、ホによって算定された料金から、別表 12 (ピーク抑制、グリーンピーク抑制を契約されるお客さまについての割引) に定める割引額を割引いたします。</p> <p>(ロ) 当社は、ホによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が第 1 条 (適用) (2) イに該当する場合 <p>電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、ホ (ロ) によって算定された電力量料金から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。</p> <p>割引表</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
<p>△ 削除</p>	<p>△ 割引</p>	<p>削除</p>

<p>(イ) 削除</p> <p>(ロ) 削除</p> <p>△ 削除</p> <p>△ 削除</p> <p><対象> 第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー) 第 16 条の 3 (グリーンメニュー)</p> <p>割引表 (使用電力量:割引率)</p>	<p>(イ) 契約者が、別表 13 (お得タイム、グリーンお得タイムを契約されるお客さまについての割引) の適用を受ける場合は、ホによって算定された料金から、別表 13 (お得タイム、グリーンお得タイムを契約されるお客さまについての割引) に定める割引額を割引いたします。</p> <p>(ロ) 当社は、ホによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が第 1 条 (適用) (2) イに該当する場合 <p>電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、ホ (ロ) によって算定された電力量料金から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。</p> <p>割引表</p> <p>△ 割引</p> <p>当社は、ホによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が第 1 条 (適用) (2) イに該当する場合 <p>電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、ホ (ロ) によって算定された電力量料金から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。</p> <p>割引表</p> <p>△ 割引</p> <p>契約者が、別表 11 (時間帯別、グリーン時間帯別を契約されるお客さまについての割引) の適用を受ける場合は、ホによって算定された料金から、別表 11 (時間帯別、グリーン時間帯別を契約されるお客さまについての割引) に定める割引額を割引いたします。</p> <p><対象> 第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー) 第 16 条の 3 (グリーンメニュー)</p> <p>割引表 (使用電力量:割引率)</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
---	---	---

<p>最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき:0.5%</p> <p>120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき:0.5%</p> <p>280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき:1%</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまが 1 年を通じてこの契約要綱の適用を希望され、契約電流が</p> <p><対象></p> <p>第 16 条（従量メニュー）</p> <p>・その他</p> <p>第 3 条（定義）</p> <p>(17) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合</p> <p>(24) 削除</p> <p>第 4 条（単位および端数処理）</p> <p>(3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。</p> <p>第 6 条（契約の申込み）</p> <p>(5)</p> <p>ホ 接続供給の開始希望日および使用期間</p> <p>第 21 条（使用電力量の計量）</p>	<p>最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき:0.5%</p> <p>120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき:1%</p> <p>280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき:10%</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が</p> <p><対象></p> <p>第 16 条（従量メニュー）</p> <p>・その他</p> <p>第 3 条（定義）</p> <p>(17) 平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合</p> <p>(24) 定期契約</p> <p>当社が別に定める料金表Ⅱ 第 4 条に定める各種定期契約を総称したものをいいます。</p> <p>第 4 条（単位および端数処理）</p> <p>(3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>第 6 条（契約の申込み）</p> <p>(5)</p> <p>第 21 条（使用電力量の計量）</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>削除</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
--	---	---

<p>(2) 料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、需給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が需給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします）において合計した値といたします。</p> <p>また、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約者が需給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。その場合の料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。</p> <p>(5) 第 19 条(2)もしくは(7)の場合または電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合</p> <p>(7)削除</p> <p>(8) 夜間蓄熱型機器の計量等</p> <p>イ 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量する供給設備が設置されている場合は、専用の屋内電路を施設し、直接接続された夜間蓄熱型機器に限り、当該夜間蓄熱型機器の使用電力量については、その他の負荷設備とは別に計量することがあります。また、この場合、一般送配電事業者等は、夜間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。</p> <p>ハ 削除</p> <p>(9) 削除</p>	<p>(2) 料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、需給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が需給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします）において合計した値といたします。</p> <p>なお、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の数値差分により算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。また、契約種別が第 16 条の 2（22）、第 16 条の 3（24）の場合の 1 月の夜間の使用電力量は、その 1 月の使用電力量からその 1 月の午後および朝晩の使用電力量を差し引いた値といたします。</p> <p>(5)電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合</p> <p>(7)計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(5)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(8) 夜間蓄熱型機器の計量等</p> <p>イ 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当社は、夜間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。</p> <p>ハ イの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに（1）により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(9) その他期間における昼間の計量</p> <p>第 16 条の 2（オール電化向けメニュー）（4）、（5）、（6）、（7）、（8）、（9）、（10）、（11）、（12）、第 16 条の 3（グリーンメニュー）（6）、（7）、（8）、（9）、（10）、（11）、（12）、（13）、（14）、のその他期間における昼間は、記録型計量器により計量する場合を除き、第 16 条の 2（オール電化向けメニ</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>削除</p> <p>追加</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
--	---	---

<p>第 22 条（料金の算定）</p> <p>(1) イ 電気の供給を開始し、もしくは契約が消滅した場合または需要場所を新たに設定した場合</p> <p>第 23 条（日割計算）</p> <p>(1)</p> <p>イ 基本料金、最低月額料金</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。ただし、従量 B、従量 C、グリーン従量 B、グリーン従量 C の料金適用上の電力量区分については、別表 9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をし、第 16 条の 2（オール電化向けメニュー）(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(12)、第 16 条の 3（グリーンメニュー）(3)、(5)、の昼間における料金適用上の電力量区分については、別表 9（日割計算の基本算式）(1)ハにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>第 24 条（料金の支払義務）</p> <p>ロ 契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて契約の終了日以降に契約の終了日以降に一般送配電事業者等から検針の結果を受領した場合は、その日といたします。</p>	<p>ー) (4) 二、(5) 二、(6) 二、(7) 二、(8) 二、(9) 二、(10) 二、(11) 二、(12) 二、第 16 条の 3（グリーンメニュー）(6) 二、(7) 二、(8) 二、(9) 二、(10) 二、(11) 二、(12) 二、(13) 二、(14) 二、の時間帯区分の冬期間におけるピークと昼間をそれぞれ別に計量いたします。この場合、昼間における使用電力量は、それぞれ時間帯別に計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>第 22 条（料金の算定）</p> <p>(1) イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、もしくは契約が消滅した場合または需要場所を新たに設定した場合</p> <p>第 23 条（日割計算）</p> <p>(1)</p> <p>イ 基本料金、最低料金または最低月額料金</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。ただし、従量 B、従量 C、グリーン従量 B、グリーン従量 C の料金適用上の電力量区分については、別表 9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をし、第 16 条の 2（オール電化向けメニュー）(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、第 16 条の 3（グリーンメニュー）(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、の昼間における料金適用上の電力量区分については、別表 9（日割計算の基本算式）(1)ハにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます）</p> <p>第 24 条（料金の支払義務）</p> <p>ロ 契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p>
--	--	---

<p>第 31 条（供給の停止）</p> <p>(2) 契約者が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合</p> <p>二 第 29 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>(3) 契約者がその他託送供給等約款に反した場合</p> <p>第 33 条（使用の制限もしくは中止）</p> <p>(1) 一般送配電事業者等は、次の場合には、契約者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>ハ その他託送供給等約款において契約者の電気の使用を制限し、または中止することがあるものとして定める事項に該当する場合</p> <p>二 削除</p> <p>(2) (1)の場合には、一般送配電事業者等 は、あらかじめその旨を広告その他によって契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) (1) にともなう料金の減額は行ないません。</p> <p>第 34 条（削除）</p> <p>イ 削除</p>	<p>第 31 条（供給の停止）</p> <p>(2) 契約者が次のいずれかに該当し、当社および一般送配電事業者等がその旨を警告しても改めない場合</p> <p>二 第 29 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>(3) 契約者がその他約款に反した場合</p> <p>第 33 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）</p> <p>(1) 一般送配電事業者等は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、または契約者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>ハ 非常変災の場合</p> <p>二 その他保安上必要がある場合</p> <p>(2) (1)の場合には、当社および一般送配電事業者等 は、あらかじめその旨を広告その他によって契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 契約種別がお得タイム(電化住宅型)、グリーンお得タイム(電化住宅型)のお客さまについては、(1) にともなう料金の減額は行ないません。</p> <p>第 34 条（制限または中止の料金割引）</p> <p>当社は第 33 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者の責めとなる理由による場合は、その契約者については割引いたしません。</p> <p>イ 割引の対象</p> <p>基本料金（従量 B、時間帯別(夜間 23 時-7 時)、時間帯別(夜間 22 時-6 時)、時間帯別(夜間 0 時-8 時、グリーン従量 B、グリーン時間帯別(夜間 23 時-7 時)、グリーン時間帯別(夜間 22 時-6 時)またはグリーン時間帯別(夜間 0 時-8 時)で最低月額料</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>追加</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
<p>イ 削除</p>	<p>イ 割引の対象</p> <p>基本料金（従量 B、時間帯別(夜間 23 時-7 時)、時間帯別(夜間 22 時-6 時)、時間帯別(夜間 0 時-8 時、グリーン従量 B、グリーン時間帯別(夜間 23 時-7 時)、グリーン時間帯別(夜間 22 時-6 時)またはグリーン時間帯別(夜間 0 時-8 時)で最低月額料</p>	<p>削除</p>

<p>□ 削除</p> <p>第 35 条（違約金および損害賠償の免責）</p> <p>(1) 契約者が第 31 条(2)□またはハに該当し、そのために接続供給に係る料金の全部または一部の支払を免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2) 第 33 条（使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>第 40 条（契約の解約）</p> <p>(1) 契約者が電気の使用を解約しようとする場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。一般送配電事業者等は、原則として、契約者から通知された解約期日に供給を終了させるための適当な処置を行ないます。</p>	<p>金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします）といたします。ただし、第 22 条（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。</p> <p>□ 割引金額</p> <p>当社は一般送配電事業者等から申告のあった制限または中止の期間における金額について契約者へ遡及して精算いたします。</p> <p>第 35 条（違約金および損害賠償の免責）</p> <p>(1) 契約者が以下のいずれかに該当し、そのために接続供給に係る料金の全部または一部の支払を免れたとして、当社が一般送配電事業者等から、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として求められた場合には、契約者は当社に対し、その違約金相当額を支払っていただきます。</p> <p>イ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合</p> <p>□ 電気工作物の改変等によって不正には一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用した場合</p> <p>ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合</p> <p>ニ 契約者が動力電力を利用されている場合で、変圧器もしくは発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合</p> <p>(2) 第 33 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>第 40 条（契約の解約）</p> <p>(1) 契約者が電気の使用を解約しようとする場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、契約者から通知された解約期日に供給を終了させるための適当な処置を行ないます。</p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p>
--	--	---

<p>(2) ハ 当社および一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます）により、一般送配電事業者等が供給を終了させるための処置ができない場合は、契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>第 41 条（供給開始後の契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算） イ 当社との契約開始日にかかわらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は、このことを原因として当社が一般送配電事業者等から請求を受けた金額を申し受けます。</p> <p>また、当社は、契約者が契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加されたこととともない一般送配電事業者等が新たに施設した供給設備について、一般送配電事業者等から工事費の精算に係る請求を受けた金額および手数料を申し受けます。</p> <p>第 45 条（工事費負担金等相当額の申受け等） (4) 契約者の都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送供給等約款にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。</p>	<p>(2) ハ 当社等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます）により、供給を終了させるための処置ができない場合は、契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>第 41 条（供給開始後の契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算） イ 当社との契約開始日にかかわらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は、このことを原因として当社が一般送配電事業者等から請求を受けた金額を申し受けます。</p> <p>また、当社は、契約者が契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加されたこととともない一般送配電事業者等が新たに施設した供給設備について、一般送配電事業者等から請求を受けた工事費相当額として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額および手数料を申し受けます。</p> <p>第 45 条（工事費負担金等相当額の申受け等） (4) 契約者の都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。</p>	<p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
---	---	-------------------------------

J:COM 電力家庭用コース 料金表Ⅱ

変更後	変更前	変更
全文削除	料金表Ⅱ	削除

J:COM 電力家庭用コース 料金表Ⅲ

変更後		変更前		変更
料金表Ⅱ 標準プラン		料金表Ⅲ 標準プラン		変更
・従量メニュー		・従量メニュー、グリーンメニュー		
従量 B		従量 B、グリーン従量 B		
(イ)基本料金		(イ)基本料金		
契約電流 10 アンペア	402.60 円	契約電流 10 アンペア	374.00 円	
契約電流 15 アンペア	603.90 円	契約電流 15 アンペア	561.00 円	
契約電流 20 アンペア	805.20 円	契約電流 20 アンペア	748.00 円	
契約電流 30 アンペア	1,207.80 円	契約電流 30 アンペア	1,122.00 円	
契約電流 40 アンペア	1,610.40 円	契約電流 40 アンペア	1,496.00 円	
契約電流 50 アンペア	2,013.00 円	契約電流 50 アンペア	1,870.00 円	
契約電流 60 アンペア	2,415.60 円	契約電流 60 アンペア	2,244.00 円	
(ロ)電力量料金		(ロ)電力量料金		
最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	35.35 円	最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	35.44 円	
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41.64 円	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41.73 円	
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45.36 円	280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45.45 円	
(ハ) 最低月額料金		(ハ) 最低月額料金		
1 契約につき	417.19 円	1 契約につき	403.70 円	
従量 C		従量 C、グリーン従量 C		
(イ)基本料金		(イ)基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	402.60 円	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374.00 円	
(ロ)電力量料金		(ロ)電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.35 円	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.44 円	

120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41.64 円
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45.36 円

・オール電化向けメニュー

時間帯別(夜間 23 時-7 時)、時間帯別(夜間 22 時-6 時)、時間帯別(夜間 0 時-8 時)

(イ)基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,852.40 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,014.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	411.40 円

(ロ)電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38.36 円
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	46.08 円
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	50.60 円

夜間

1 キロワット時につき	25.76 円
-------------	------------

120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41.73 円
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45.45 円

・オール電化向けメニュー

時間帯別(夜間 23 時-7 時)、時間帯別(夜間 22 時-6 時)、時間帯別(夜間 0 時-8 時)、**グリーン時間帯別(夜間 23 時-7 時)、グリーン時間帯別(夜間 22 時-6 時)、グリーン時間帯別(夜間 0 時-8 時)**

(イ)基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,680.80 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,728.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	382.80 円

(ロ)電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38.47 円
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	46.19 円
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	50.71 円

夜間

1 キロワット時につき	25.83 円
-------------	------------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	411.40 円
---------	----------

ピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 23 時)、ピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 23 時)、ピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 22 時)、ピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 22 時)、ピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 0 時)、ピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 0 時)

(イ)基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,852.40 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,014.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	411.40 円

(ロ)電力量料金

ピーク

1 キロワット時につき	83.22 円
-------------	---------

昼間

	冬 期 間 料 金	そ の 他 期 間 料 金
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.29 円	38.36 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	382.80 円
---------	----------

ピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 23 時)、ピーク抑制(ピーク 17 時/夜間 23 時)、ピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 23 時)、ピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 22 時)、ピーク抑制(ピーク 17 時/夜間 22 時)、ピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 22 時)、ピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 0 時)、ピーク抑制(ピーク 17 時/夜間 0 時)、ピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 0 時)、グリーンピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 23 時)、グリーンピーク抑制(ピーク 17 時/夜間 23 時)、グリーンピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 23 時)、グリーンピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 22 時)、グリーンピーク抑制(ピーク 17 時/夜間 22 時)、グリーンピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 22 時)、グリーンピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 0 時)、グリーンピーク抑制(ピーク 17 時/夜間 0 時)、グリーンピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 0 時)

(イ)基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,680.80 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,728.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	382.80 円

(ロ)電力量料金

ピーク

1 キロワット時につき	83.33 円
-------------	---------

昼間

	冬 期 間 料 金	そ の 他 期 間 料 金
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.40 円	38.47 円

90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42.05 円	46.08 円
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	46.05 円	50.60 円

夜間

1 キロワット時につき	25.76 円
-------------	------------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	411.40 円
---------	----------

お得タイム(午後時間 13 時-18 時)、おお得タイム(午後時間 15 時-20 時)

(イ)基本料金

1 契約につき契約容量が最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,938.00 円
上記をこえる契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	543.40 円

(ロ)電力量料金

午後

1 キロワット時につき	50.73 円
-------------	------------

朝晩

1 キロワット時につき	43.32 円
-------------	------------

夜間

1 キロワット時につき	26.29 円
-------------	------------

(ハ) 最低月額料金

90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42.16 円	46.19 円
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	46.16 円	50.71 円

夜間

1 キロワット時につき	25.83 円
-------------	------------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	382.80 円
---------	----------

お得タイム(午後時間 13 時-18 時)、**お得タイム(午後時間 14 時-19 時)**、お得タイム(午後時間 15 時-20 時)、**グリーンお得タイム(午後時間 13 時-18 時)**、**グリーンお得タイム(午後時間 14 時-19 時)**、**グリーンお得タイム(午後時間 15 時-20 時)**

(イ)基本料金

1 契約につき契約容量が最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,652.00 円
上記をこえる契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	514.80 円

(ロ)電力量料金

午後

1 キロワット時につき	50.84 円
-------------	------------

朝晩

1 キロワット時につき	43.43 円
-------------	------------

夜間

1 キロワット時につき	26.36 円
-------------	------------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	411.40 円
---------	----------

お得タイム S(午後時間 13 時-18 時)

(イ)基本料金

1 契約につき	3,938.00 円
---------	------------

(ロ)電力量料金

午後

1 キロワット時につき	50.73 円
-------------	---------

朝晩

1 キロワット時につき	43.32 円
-------------	---------

夜間

1 キロワット時につき	26.29 円
-------------	---------

お得タイム S 割引

1 契約につき	880.00 円
---------	----------

削除

1 契約につき	382.80 円
---------	----------

お得タイム S(午後時間 13 時-18 時)、**お得タイム S(午後時間 14 時-19 時)、お得タイム S(午後時間 15 時-20 時)、グリーンお得タイム S(午後時間 13 時-18 時)、グリーンお得タイム S(午後時間 14 時-19 時)、グリーンお得タイム S(午後時間 15 時-20 時)**

(イ)基本料金

1 契約につき	3,652.00 円
---------	------------

(ロ)電力量料金

午後

1 キロワット時につき	50.84 円
-------------	---------

朝晩

1 キロワット時につき	43.43 円
-------------	---------

夜間

1 キロワット時につき	26.36 円
-------------	---------

お得タイム S 割引

1 契約につき	880.00 円
---------	----------

お得タイム M(午後時間 13 時-18 時)、お得タイム M(午後時間 14 時-19 時)、お得タイム M(午後時間 15 時-20 時)、グリーンお得タイム M(午後時間 13 時-18 時)、グリーンお得タイム M(午後時間 14 時-19 時)、グリーンお得タイム M(午後時間 15 時-20 時)

(イ)基本料金

1 契約につき	3,652.00 円
---------	------------

(ロ)電力量料金

お得タイム(電化住宅型)

(イ)基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	2,943.60 円
---------	------------

契約容量が 7 キロボルトアンペアまたは 8 キロボルトアンペアの場合

1 契約につき	3,440.80 円
---------	------------

契約容量が 9 キロボルトアンペア以上の場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,938.00 円
---------------------------	------------

上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	543.40 円
-----------------------	----------

(ロ)電力量料金

午後

1 キロワット時につき	50.73 円
-------------	---------

朝晩

1 キロワット時につき	43.32 円
-------------	---------

午後

1 キロワット時につき	50.84 円
-------------	---------

朝晩

1 キロワット時につき	43.43 円
-------------	---------

夜間

1 キロワット時につき	26.36 円
-------------	---------

お得タイム M 割引

1 契約につき	440.00 円
---------	----------

お得タイム(電化住宅型)、グリーンお得タイム(電化住宅型)

(イ)基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	2,772.00 円
---------	------------

契約容量が 7 キロボルトアンペアまたは 8 キロボルトアンペアの場合

1 契約につき	3,212.00 円
---------	------------

契約容量が 9 キロボルトアンペア以上の場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,652.00 円
---------------------------	------------

上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	514.80 円
-----------------------	----------

(ロ)電力量料金

午後

1 キロワット時につき	50.84 円
-------------	---------

朝晩

1 キロワット時につき	43.43 円
-------------	---------

夜間

1 キロワット時につき	26.29 円
-------------	------------

・グリーンメニュー

グリーン従量 B

(イ)基本料金

契約電流 10 アンペア	402.60 円
契約電流 15 アンペア	603.90 円
契約電流 20 アンペア	805.20 円
契約電流 30 アンペア	1,207.80 円
契約電流 40 アンペア	1,610.40 円
契約電流 50 アンペア	2,013.00 円
契約電流 60 アンペア	2,415.60 円

(ロ)電力量料金

最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	38.35 円
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	44.64 円
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	48.36 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	417.19 円
---------	----------

グリーン従量 C

(イ)基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	402.60 円
---------------------	----------

(ロ)電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38.35 円
-------------------------------	------------

夜間

1 キロワット時につき	26.36 円
-------------	------------

120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	44.64 円		
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	48.36 円		
グリーン時間帯別(夜間 23 時-7 時)、グリーン時間帯別(夜間 0 時-8 時)			
(イ)基本料金			
契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合			
1 契約につき	1,852.40 円		
契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合			
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,014.00 円		
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	411.40 円		
電力量料金			
昼間			
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41.36 円		
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	49.08 円		
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	53.60 円		
夜間			
1 キロワット時につき	28.76 円		
(ハ) 最低月額料金			
1 契約につき	411.40 円		

変更後	変更前	変更
<p>1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)</p> <p>(1)</p> <p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>□</p> <p>削除</p> <p>2 (燃料費調整)</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.1874$</p> <p>$\beta = 0.0899$</p>	<p>1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)</p> <p>(1)</p> <p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>□</p> <p>当該金額に</p> <p>2 (燃料費調整)</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.0000$</p> <p>$\beta = 0.0000$</p>	<p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

<p>$\gamma = 1.0036$</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合 (80,800 円 - 平均燃料価格)</p> <p>b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合 (平均燃料価格 - 80,800 円)</p> <p>二 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>1 キロワット時につき 17 銭 3 厘</p> <p>4 (負荷設備の入力換算容量)</p> <p>(4) 電気溶接機</p> <p>イ 日本産業規格に適合した</p> <p>5 (削除)</p> <p>8 (使用電力量の協定)</p> <p>(1) ホ b 一般送配電事業者等が発見して測定したときは発見の日の属する月</p>	<p>$\gamma = 0.0000$</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 0 円を下回る場合 (0 円 - 平均燃料価格)</p> <p>b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 0 円を上回る場合 (平均燃料価格 - 0 円)</p> <p>二 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>1 キロワット時につき 00 銭 0 厘</p> <p>4 (負荷設備の入力換算容量)</p> <p>(4) 電気溶接機</p> <p>イ 日本工業規格に適合した</p> <p>5 (加重平均力率の算定)</p> <p>加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>加重平均力率 (パーセント) = $100 \text{ パーセント} \times \text{電熱器総容量} + 90 \text{ パーセント} \times \text{力率} 90 \text{ パーセントの機器総容量} + 80 \text{ パーセント} \times \text{力率} 80 \text{ パーセントの機器総容量} / \text{機器総容量}$</p> <p>8 (使用電力量の協定)</p> <p>(1) ホ b 当社が発見して測定したときは発見の日の属する月</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p>
--	---	---

<p>9 (日割計算の基本算式)</p> <p>イ 基本料金、または最低月額料金を日割りする場合</p> <p>(4) 削除</p> <p>10 (夜間蓄熱型機器)</p> <p>(2) □ 第 21 条 (使用電力量の計量) (8) イの場合で、一般送配電事業者等の夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器が取り付けられている場合</p> <p>11 (時間帯別、グリーン時間帯別を契約されるお客さまについて)</p> <p>(1)</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器について、一般送配電事業者は</p> <p>(□) 削除</p> <p>(2) 削除</p>	<p>9 (日割計算の基本算式)</p> <p>イ 基本料金、最低料金、または最低月額料金を日割りする場合</p> <p>(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p> <p>10 (夜間蓄熱型機器)</p> <p>(2) □ 第 21 条 (使用電力量の計量) (8) イの場合で、一般送配電事業者が夜間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合</p> <p>11 (時間帯別、グリーン時間帯別を契約されるお客さまについての割引)</p> <p>(1)</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器について、当社は</p> <p>(□) 当社は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(2) 料金</p> <p>(1) イの適用を受ける 5 時間通電機器または (1) □の適用を受ける通電制御型機器を使用される場合の料金は、第 16 条の 2 (1) ホ、(2) ホ、(3) ホ、第 16 条の 3 (3) ホ、(4) ホ、(5) ホにかかわらず、第 16 条の 2 (1) ホ、(2) ホ、第 16 条の 2 (3) ホ、第 16 条の 3 (3) ホ、(4) ホ、(5) ホによって料金として算定された金額から、イによって算定された 5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額または□によって算定されたマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額を差し引いたものといたします。</p> <p>イ 5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
---	---	---

5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の 5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額は、半額といたします。

・5 時間通電蓄熱式暖房器割引額

蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき 132.00 円

・5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額

蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき 176.00 円

なお、蓄熱式電気暖房器および蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額

マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合のマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、半額といたします。

・マイコン温水器割引額

通電制御型電気温水器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき 132.00 円

・マイコン暖房器割引額

通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき 110.00 円

なお、通電制御型電気温水器および通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 最低月額料金

第 16 条の 2 (1) ホ、(2) ホ、(3) ホ、第 16 条の 3 (3) ホ、(4) ホ、(5) ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定された 5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額またはロによって算定されたマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額を差し引いてえた金

<p>(3) 削除</p>	<p>額が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。1契約につき 382.80円</p> <p>(3) 5時間通電機器等に対する料金割引</p> <p>イ (2) イの適用を受ける夜間蓄熱型機器については、(2) ロは適用いたしません。</p> <p>ロ 5時間通電機器または通電制御型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、5時間通電蓄熱式暖房器割引額および5時間通電蓄熱式暖房器以外割引額ならびにマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、(5) イ(イ)により日割計算をいたします。</p> <p>ハ 通電制御型機器の取付けまたは取替えをされた場合のマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p> <p>ニ 供給停止期間中の5時間通電蓄熱式暖房器割引額および5時間通電蓄熱式暖房器以外割引額ならびにマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額については、(5) イ(イ)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。</p> <p>なお、この場合、5時間通電蓄熱式暖房器割引額および5時間通電蓄熱式暖房器以外割引額ならびにマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとしていたします。</p>	<p>削除</p>
<p>(5) 削除</p>	<p>(5) その他</p> <p>イ 第23条（日割計算）（1）の場合は、5時間通電蓄熱式暖房器割引額および5時間通電蓄熱式暖房器以外割引額ならびにマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額の日割計算は、次によるものとしていたします。</p> <p>(イ) 5時間通電蓄熱式暖房器割引額および5時間通電蓄熱式暖房器以外割引額またはマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額の日割計算の基本算式</p> $1\text{月の該当割引額} = \text{日割計算対象日数} / \text{検針期間の日数}$ <p>(ロ) 電気の供給を開始し、または契約が消滅した場合の(イ)の「検針期間の日数」は、別表9（2）によります。</p>	<p>削除</p>

<p>12（ピーク抑制、グリーンピーク抑制を契約されるお客さまについて）</p> <p>(2) 削除</p>	<p>ロ 第 34 条（制限または中止の料金割引）に定める事項については、従量 B に準ずるものといたします。</p> <p>ハ その他の事項については、本約款に準ずるものといたします。</p> <p>12（ピーク抑制、グリーンピーク抑制を契約されるお客さまについての割引）</p> <p>(2) 料金</p> <p>(1) イの適用を受ける 5 時間通電機器または (1) ロの適用を受ける通電制御型機器を使用される場合の料金は、第 16 条の 2 (4) ホ、(5) ホ、(6) ホ、(7) ホ、(8) ホ、(9) ホ、(10) ホ、(11) ホ、(12) ホ、第 16 条の 3 (6) ホ、(7) ホ、(8) ホ、(9) ホ、(10) ホ、(11) ホ、(12) ホ、(13) ホ、(14) ホにかかわらず、第 16 条の 2 (4) ホ、(5) ホ、(6) ホ、(7) ホ、(8) ホ、(9) ホ、(10) ホ、(11) ホ、(12) ホ、第 16 条の 3 (6) ホ、(7) ホ、(8) ホ、(9) ホ、(10) ホ、(11) ホ、(12) ホ、(13) ホ、(14) ホによって料金として算定された金額から、イによって算定された 5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額またはロによって算定されたマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額を差し引いたものといたします。</p> <p>イ 5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額 5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の 5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額は、半額といたします。</p> <p>・5 時間通電蓄熱式暖房器割引額 蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき 132.00 円</p> <p>・5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額 蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき 176.00 円</p> <p>なお、蓄熱式電気暖房器および蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p>	<p>削除 削除</p>
--	---	------------------

<p>(3)削除</p>	<p>ロ マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額</p> <p>マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合のマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、半額といたします。</p> <p>・マイコン温水器割引額</p> <p>通電制御型電気温水器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき 132.00円</p> <p>・マイコン暖房器割引額</p> <p>通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき 110.00円</p> <p>なお、通電制御型電気温水器および通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 最低月額料金</p> <p>第16条の2(4)ホ、(5)ホ、(6)ホ、(7)ホ、(8)ホ、(9)ホ、(10)ホ、(11)ホ、(12)ホ、第16条の3(6)ホ、(7)ホ、(8)ホ、(9)ホ、(10)ホ、(11)ホ、(12)ホ、(13)ホ、(14)ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定された5時間通電蓄熱式暖房器割引額および5時間通電蓄熱式暖房器以外割引額またはロによって算定されたマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。1契約につき 382.80円</p> <p>(3) 非蓄熱式暖房割引1型</p> <p>(1)ハの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間および中間期間の料金は、第16条の2(4)ホ、(5)ホ、(6)ホ、(7)ホ、(8)ホ、(9)ホ、(10)ホ、(11)ホ、(12)ホ、第16条の3(6)ホ、(7)ホ、(8)ホ、(9)ホ、(10)ホ、(11)ホ、(12)ホ、(13)ホ、(14)ホまたは(2)によって料金として算定された金額から、イによって算定された非蓄熱式暖房割引1型割引額を差し引いたものといたします。ただし、第16条の2(4)ホ、(5)ホ、</p>	<p>削除</p>
--------------	---	-----------

(6) ホ、(7) ホ、(8) ホ、(9) ホ、(10) ホ、(11) ホ、(12) ホ、第16条の3(6) ホ、(7) ホ、(8) ホ、(9) ホ、(10) ホ、(11) ホ、(12) ホ、

(13) ホ、(14) ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された5時間通電蓄熱式暖房器割引額および5時間通電蓄熱式暖房器以外割引額もしくは(2)ロによって算定されたマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額またはイによって算定された非蓄熱式暖房割引1型割引額を差し引いてえた金額が(2)ハの最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、(2)ハの最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

この場合の冬期間とは、第16条の2(4)ニ、(5)ニ、(6)ニ、2(7)ニ、(8)ニ、(9)ニ、(10)ニ、(11)ニ、(12)ニ、第16条の3(6)ニ、2(7)ニ、(8)ニ、(9)ニ、(10)ニ、(11)ニ、(12)ニ、(13)ニ、(14)ニ、の時間帯区分における期間をいい、中間期間とは、毎年9月の検針日から11月の検針日の前日までの期間および毎年3月の検針日から5月の検針日の前日までの期間といたします。

なお、(4)とあわせて適用を受けることはできません。

イ 非蓄熱式暖房割引1型割引額

非蓄熱式暖房割引1型の割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式暖房割引1型割引上限額を上回る場合の非蓄熱式暖房割引1型の割引額は、ロに定める非蓄熱式暖房割引1型割引上限額といたします。

冬期間の非蓄熱式暖房割引1型割引額 = 割引対象額 × 20パーセント

中間期間の非蓄熱式暖房割引1型割引額 = 割引対象額 × 10パーセント

なお、割引対象額は、第16条の2(4)ニ、(5)ニ、(6)ニ、2(7)ニ、(8)ニ、(9)ニ、(10)ニ、(11)ニ、(12)ニ、第16条の3(6)ニ、2(7)ニ、(8)ニ、(9)ニ、(10)ニ、(11)ニ、(12)ニ、(13)ニ、(14)ニ、の時間帯区分のピークに使用された電力量を除いて使用されたその1月の電力量に第16条の2(4)ホ(ロ)、(5)ホ(ロ)、(6)ホ(ロ)、(7)ホ(ロ)、(8)ホ(ロ)、(9)ホ(ロ)、(10)ホ(ロ)、(11)ホ(ロ)、(12)ホ(ロ)、第16条の3(6)ホ(ロ)、

<p>(4)削除</p>	<p>(7) ホ(□)、(8) ホ(□)、(9) ホ(□)、(10) ホ(□)、(11) ホ(□)、(12) ホ(□)、(13) ホ(□)、(14) ホ(□)、の昼間および夜間の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。</p> <p>□ 非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額</p> <p>非蓄熱式暖房割引 1 型の割引上限額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。</p> <p>冬期間 非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき 2,420.00 円</p> <p>中間期間 非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき 880.00 円</p> <p>なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(4) 非蓄熱式暖房割引 2 型</p> <p>(1)ハの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間の料金は、第 16 条の 2 (4) ホ、(5) ホ、(6) ホ、(7) ホ、(8) ホ、(9) ホ、(10) ホ、(11) ホ、(12) ホ、第 16 条の 3 (6) ホ、(7) ホ、(8) ホ、(9) ホ、(10) ホ、(11) ホ、(12) ホ、(13) ホ、(14) ホ、または(2)によって料金として算定された金額から、イによって算定された非蓄熱式暖房割引 2 型割引額を差し引いたものといたします。ただし、第 16 条の 2 (4) ホ、(5) ホ、(6) ホ、(7) ホ、(8) ホ、(9) ホ、(10) ホ、(11) ホ、(12) ホ、第 16 条の 3 (6) ホ、(7) ホ、(8) ホ、(9) ホ、(10) ホ、(11) ホ、(12) ホ、(13) ホ、(14) ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された 5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額もしくは(2)ロによって算定されたマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額またはイによって算定された非蓄熱式暖房割引 2 型割引額を差し引いてえた金額が(2)ハの最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、(2)ハの最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>	<p>削除</p>
--------------	---	-----------

<p>(5) 削除</p>	<p>この場合の冬期間とは、第 16 条の 2 (4) ニ、(5) ニ、(6) ニ、(7) ニ、(8) ニ、(9) ニ、(10) ニ、(11) ニ、(12) ニ、第 16 条の 3 (6) ニ、2 (7) ニ、(8) ニ、(9) ニ、(10) ニ、(11) ニ、(12) ニ、(13) ニ、(14) ニの時間帯区分における期間をいいます。</p> <p>なお、(3)とあわせて適用を受けることはできません。</p> <p>イ 非蓄熱式暖房割引 2 型割引額</p> <p>非蓄熱式暖房割引 2 型の割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額を上回る場合の非蓄熱式暖房割引 2 型の割引額は、ロに定める非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額といたします。</p> <p>非蓄熱式暖房割引 2 型割引額 = 割引対象額 × 30 パーセント</p> <p>なお、割引対象額は、第 16 条の 2 (4) ニ、(5) ニ、(6) ニ、(7) ニ、(8) ニ、(9) ニ、(10) ニ、(11) ニ、(12) ニ、第 16 条の 3 (6) ニ、2 (7) ニ、(8) ニ、(9) ニ、(10) ニ、(11) ニ、(12) ニ、(13) ニ、(14) ニの時間帯区分のピークに使用された電力量を除いて使用されたその 1 月の電力量に第 16 条の 2 (4) ホ(ロ)、(5) ホ(ロ)、(6) ホ(ロ)、(7) ホ(ロ)、(8) ホ(ロ)、(9) ホ(ロ)、(10) ホ(ロ)、(11) ホ(ロ)、(12) ホ(ロ)、第 16 条の 3 (6) ホ(ロ)、(7) ホ(ロ)、(8) ホ(ロ)、(9) ホ(ロ)、(10) ホ(ロ)、(11) ホ(ロ)、(12) ホ(ロ)、(13) ホ(ロ)、(14) ホ(ロ)、の昼間および夜間の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。</p> <p>ロ 非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額</p> <p>非蓄熱式暖房割引 2 型の割引上限額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。</p> <p>非蓄熱式電気暖房機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき 3,300.00 円</p> <p>なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量 (入力) の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 5 時間通電機器等に対する料金割引</p> <p>イ (2) イの適用を受ける夜間蓄熱型機器については、(2) ロは適用いたしません。</p>	<p>削除</p>
---------------	--	-----------

<p>(7) 削除</p>	<p>ロ 5 時間通電機器または通電制御型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額ならびにマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、(7) イ(イ)および(ハ)により日割計算をいたします。</p> <p>ハ 通電制御型機器の取付けまたは取替えをされた場合のマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p> <p>ニ 供給停止期間中の 5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額ならびにマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額については、(7) イ(イ) および(ハ)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。</p> <p>なお、この場合、5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額ならびにマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものといいたします。</p> <p>ホ 非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額および非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額は、(7)イ(ロ)および(ハ)により日割計算をいたします。</p> <p>ヘ ホまたは第 22 条（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに(3)イおよび(4)イの割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間における割引対象額の算定に用いる昼間および夜間の電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月に使用された昼間および夜間のそれぞれの電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約容量を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。</p> <p>ト 非蓄熱式電気暖房機器の取付けまたは取替えをされた場合の非蓄熱式暖房割引 1 型割引額および非蓄熱式暖房割引 2 型割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が非蓄熱式電気暖房機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p>	<p>削除</p>
---------------	---	-----------

(7) その他

<p>13（お得タイム、グリーンお得タイムを契約されるお客さまについて） (2) 削除</p>	<p>イ 第 23 条（日割計算）（1）の場合は、5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額、マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額ならびに非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額および非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。</p> <p>(イ) 5 時間通電蓄熱式暖房器割引額および 5 時間通電蓄熱式暖房器以外割引額またはマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額の日割計算の基本算式 1 月の該当割引額 = 日割計算対象日数/検針期間の日数</p> <p>(ロ) 非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額および非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額の日割計算の基本算式 1 月の割引上限額 = 日割計算対象日数/検針期間の日数</p> <p>(ハ) 電気の供給を開始し、または契約が消滅した場合の(イ)および(ロ)の「検針期間の日数」は、別表 9（2）によります。</p> <p>ロ 第 34 条（制限または中止の料金割引）に定める事項については、従量 B に準ずるものといたします。</p> <p>ハ その他の事項については、本約款に準ずるものといたします。</p> <p>13（お得タイム、グリーンお得タイムを契約されるお客さまについての割引） (2) 料金</p> <p>(1) イの適用を受ける通電制御型機器を使用される場合の料金は、第 16 条の 2（13）ホ、（14）ホ、（15）ホ、第 16 条の 3（15）ホ、（16）ホ、（17）ホにかかわらず、第 16 条の 2（13）ホ、（14）ホ、（15）ホ、第 16 条の 3（15）ホ、（16）ホ、（17）ホによって料金として算定された金額から、イによって算定されたマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額を差し引いたものといたします。</p> <p>イ マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額 マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合のマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、半額といたします。</p> <p>・マイコン温水器割引額 通電制御型電気温水器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき 176.00 円</p>	<p>変更 削除</p>
--	--	-------------------

<p>(3)削除</p>	<p>・マイコン暖房器割引額</p> <p>通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき 132.00円</p> <p>なお、通電制御型電気温水器および通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>□ 最低月額料金</p> <p>第16条の2（13）ホ、（14）ホ、（15）ホ、第16条の3（15）ホ、（16）ホ、（17）ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。1契約につき382.80円</p> <p>(3)非蓄熱式暖房割引1型</p> <p>(1)□の適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間および中間期間の料金は、第16条の2（13）ホ、（14）ホ、（15）ホ、第16条の3（15）ホ、（16）ホ、（17）ホまたは(2)によって料金として算定された金額から、イによって算定された非蓄熱式暖房割引1型割引額を差し引いたものといたします。ただし、第16条の2（13）ホ、（14）ホ、（15）ホ、第16条の3（15）ホ、（16）ホ、（17）ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定されたマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額またはイによって算定された非蓄熱式暖房割引1型割引額を差し引いてえた金額が(2)□の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、(2)□の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>この場合の冬期間とは、毎年11月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間とし、中間期間とは、毎年9月の検針日から11月の検針日の前日までの期間および毎年3月の検針日から5月の検針日の前日までの期間といたします。</p> <p>なお、(4)とあわせて適用を受けることはできません。</p>	<p>削除</p>
--------------	--	-----------

<p>(4)削除</p>	<p>イ 非蓄熱式暖房割引 1 型割引額</p> <p>非蓄熱式暖房割引 1 型の割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額を上回る場合の非蓄熱式暖房割引 1 型の割引額は、ロに定める非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額といたします。</p> <p>冬期間の非蓄熱式暖房割引 1 型割引額 = 割引対象額 × 15 パーセント</p> <p>中間期間の非蓄熱式暖房割引 1 型割引額 = 割引対象額 × 10 パーセント</p> <p>なお、割引対象額は、その 1 月の電力量に第 16 条の 2 (13) ホ(ロ)、(14) ホ(ロ)、(15) ホ(ロ)、第 16 条の 3 (15) ホ(ロ)、(16) ホ(ロ)、(17) ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。</p> <p>ロ 非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額</p> <p>非蓄熱式暖房割引 1 型の割引上限額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。</p> <p>冬期間 非蓄熱式電気暖房機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき 2,420.00 円</p> <p>中間期間非蓄熱式電気暖房機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき 880.00 円</p> <p>なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量 (入力) の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(4)非蓄熱式暖房割引 2 型</p> <p>(1)ロの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間の料金は、第 16 条の 2 (13) ホ、(14) ホ、(15) ホ、第 16 条の 3 (15) ホ、(16) ホ、(17) ホまたは(2)によって料金として算定された金額から、イによって算定された非蓄熱式暖房割引 2 型割引額を差し引いたものといたします。ただし、第 16 条の 2 (13) ホ、(14) ホ、(15) ホ、第 16 条の 3 (15) ホ、(16) ホ、(17) ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定されたマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額またはイによって算定された非蓄熱式暖房割引 2 型割引額を差し引いてえた金額が(2)ロの最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、(2)ロの最低月額料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進</p>	<p>削除</p>
--------------	--	-----------

<p>(5) 削除</p>	<p>賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>この場合の冬期間とは、毎年 11 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間といたします。</p> <p>なお、(3)とあわせて適用を受けることはできません。</p> <p>イ 非蓄熱式暖房割引 2 型割引額</p> <p>非蓄熱式暖房割引 2 型の割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額を上回る場合の非蓄熱式暖房割引 2 型の割引額は、ロに定める非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額といたします。</p> <p>非蓄熱式暖房割引 2 型割引額 = 割引対象額 × 25 パーセント</p> <p>なお、割引対象額は、その 1 月の電力量に第 16 条の 2 (13) ホ(ロ)、(14) ホ(ロ)、(15) ホ(ロ)、第 16 条の 3 (15) ホ(ロ)、(16) ホ(ロ)、(17) ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。</p> <p>ロ 非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額</p> <p>非蓄熱式暖房割引 2 型の割引上限額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。</p> <p>非蓄熱式電気暖房機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき 3,300.00 円</p> <p>なお、非蓄熱式電気暖房機器の総容量 (入力) の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 通電制御型機器等に対する料金割引</p> <p>イ 通電制御型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、(7) イ(イ) および(ハ)により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 通電制御型機器の取付けまたは取替えをされた場合のマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p>	<p>削除</p>
---------------	---	-----------

<p>(7) 削除</p>	<p>ハ 供給停止期間中のマイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額については (7) イ(イ) および(ハ)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。 なお、この場合、マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものといえます。</p> <p>ニ 非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額および非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額は、(7)イ(ロ)および(ハ)により日割計算をいたします。</p> <p>ホ 二または第 22 条（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに(3)イおよび(4)イの割引対象額を算定いたします。 この場合、それぞれの期間における割引対象額の算定に用いる各時間帯別の電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月に使用された各時間帯別の電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約容量を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。</p> <p>チ 非蓄熱式電気暖房機器の取付けまたは取替えをされた場合の非蓄熱式暖房割引 1 型割引額および非蓄熱式暖房割引 2 型割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が非蓄熱式電気暖房機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p> <p>(7) その他</p> <p>イ 第 23 条（日割計算）(1) の場合は、マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額ならびに非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額および非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額の日割計算は、次によるものといえます。</p> <p>(イ) マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額の日割計算の基本算式 1 月の該当割引額 = 日割計算対象日数 / 検針期間の日数</p> <p>(ロ) 非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額および非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額の日割計算の基本算式 1 月の割引上限額 = 日割計算対象日数 / 検針期間の日数</p> <p>(ハ) 電気の供給を開始し、または契約が消滅した場合の(イ)および(ロ)の「検針期間の日数」は、別表 9 (2) によります。</p>	<p>削除</p>
---------------	--	-----------

<p>15 (離島ユニバーサルサービス調整電源調達調整)</p> <p>(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> <p>離島平均燃料価格 = $A \times \alpha$</p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>$\alpha = 1.0000$</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>= (79,300 円 - 離島平均燃料価格) × (2)の離島基準単価/1,000</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合</p> <p>= (離島平均燃料価格 - 79,300 円) × (2)の離島基準単価/1,000</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合</p> <p>離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。</p>	<p>ロ 第 34 条 (制限または中止の料金割引) に定める事項については、従量 B に準ずるものといたします。</p> <p>ハ その他の事項については、本約款に準ずるものといたします。</p> <p>15 (電源調達調整)</p> <p>(1) 電源調達調整単価</p> <p>電源調達調整単価は、次のとおりといたします。</p> <p>1 キロワット時につき 7 円 47 銭</p>	<p>変更 変更</p>
--	--	------------------

= (119,000 - 79,300 円) × (2)の離島基準単価/1,000

八 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間

<p>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）</p>	<p>翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</p>	<p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 離島基準単価電源調達調整額 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。 1 キロワット時につき 1 厘</p>	<p>(2) 電源調達調整額 電源調達調整額は、その 1 月の使用電力量に電源調達調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>変更</p>
--	--------------------------------------	---	--

J:COM 電力家庭用コース 附則

変更後	変更前	変更
<p>8（オール電化向けメニュー一部契約種別受付にともなう経過措置） 第 16 条の 2（オール電化向けメニュー）(6)、(7)、(9)、(10)、(12)、(15)の契約種別へ変更はいただけません。なお、2024 年 3 月 31 日時点までに第 16 条の 2（オール電化向けメニュー）の契約を締結し、当該契約が有効に存続しているお客さまについては、この限りではありません。</p> <p>（実施期日） この改正規定は、2024 年 4 月 1 日から実施します。</p>		<p>追加</p>

この期日をもって、附則 2（需要場所についての特別措置）および附則 3（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）を削除します。		
--	--	--

J:COM 電力家庭用コース 別記

変更後	変更前			変更																																	
別記 1 削除	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1039 584 1323 632">別記 1</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1039 632 1323 1463">(株)ジェイコム東京</td> <td data-bbox="1323 632 1496 679">東エリア局</td> <td data-bbox="1496 632 2040 679">東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1323 679 1496 778">杉並・中野局</td> <td data-bbox="1496 679 2040 778">東京都杉並区、中野区</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1323 778 1496 876">西エリア局</td> <td data-bbox="1496 778 2040 876">東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1323 876 1496 975">すみだ・台東局</td> <td data-bbox="1496 876 2040 975">東京都墨田区、台東区</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1323 975 1496 1072">板橋・北局</td> <td data-bbox="1496 975 2040 1072">東京都北区、板橋区</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1323 1072 1496 1171">港・新宿局</td> <td data-bbox="1496 1072 2040 1171">東京都港区、新宿区</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1323 1171 1496 1219">大田局</td> <td data-bbox="1496 1171 2040 1219">東京都大田区</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1323 1219 1496 1318">八王子・日野局</td> <td data-bbox="1496 1219 2040 1318">東京都八王子市、あきる野市、日の出町、日野市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1323 1318 1496 1417">多摩局</td> <td data-bbox="1496 1318 2040 1417">東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1323 1417 1496 1463">足立局</td> <td data-bbox="1496 1417 2040 1463">東京都足立区</td> </tr> </tbody> </table>			別記 1			(株)ジェイコム東京	東エリア局	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市		杉並・中野局	東京都杉並区、中野区		西エリア局	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市		すみだ・台東局	東京都墨田区、台東区		板橋・北局	東京都北区、板橋区		港・新宿局	東京都港区、新宿区		大田局	東京都大田区		八王子・日野局	東京都八王子市、あきる野市、日の出町、日野市		多摩局	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市		足立局	東京都足立区	削除
別記 1																																					
(株)ジェイコム東京	東エリア局	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市																																			
	杉並・中野局	東京都杉並区、中野区																																			
	西エリア局	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市																																			
	すみだ・台東局	東京都墨田区、台東区																																			
	板橋・北局	東京都北区、板橋区																																			
	港・新宿局	東京都港区、新宿区																																			
	大田局	東京都大田区																																			
	八王子・日野局	東京都八王子市、あきる野市、日の出町、日野市																																			
	多摩局	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市																																			
	足立局	東京都足立区																																			

(株)ジェイコム湘南・ 神奈川	武蔵野・ 三鷹局	東京都武蔵野市、三鷹市
	西東京局	東京都小平市、西東京市、東久留米市、 清瀬市、 東村山市
	調布局	東京都調布局、世田谷区、狛江市
	世田谷局	東京都世田谷区、狛江市
	江戸川局	東京都江戸川区
	湘南・鎌 倉局	神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老 名市門沢橋、鎌倉市、逗子市
	横須賀局	横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市
	南横浜局	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南 区、栄区
	相模原・ 大和局	神奈川県相模原市、愛川町、大和市
	町田・川 崎局	東京都稲城市、東京都町田市、 神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、 横浜市南区、 横浜市青葉区
	かながわセ ントラル局	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾 瀬市、 横浜市瀬谷区
	横浜テレビ 局	横浜市南区、磯子区、中区、西区
	西湘局	神奈川県秦野市、伊勢原市、小田原市、 南足柄市、 開成町
	土浦ケーブルテレビ	茨城局

(株)		町、 かすみがうら市、取手市、守谷市、美浦村、 つくばみらい市、利根町、石岡市、常総市、 つくば市
(株)ジェイコム埼玉・ 東日本	さいたま南 局	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、 桜区、緑区
	さいたま北 局	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見 沼区、上尾市、伊奈町
	所沢局	埼玉県所沢市
	東上・川 越局	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ 野市、新座市、三芳町、川越市、鶴ヶ島 市、坂戸市、日高市、鳩山町、川島町
	川口・戸 田局	埼玉県川口市、戸田市、 東京都足立区
	越谷・春 日部局	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町、春日部 市、さいたま市岩槻区
	草加局	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区
	埼玉県央 局	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、 久喜市、 幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町
	熊谷・深 谷局	埼玉県熊谷市、深谷市
	群馬局	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市
	仙台局	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林区、 富谷市、 黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部、名 取市

(株)ジェイコム千葉	市川・浦安局	千葉県市川市、浦安市全域
	YY 船橋習志野局	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の一部
	木更津局	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市
	千葉セントラル局	千葉県千葉市
	東葛・葛飾局	東京都葛飾区、千葉県松戸市、流山市、野田市
	東関東局	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市
(株)ジェイコムウエスト	宝塚川西局	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市
	かわち局	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市
	南大阪局	大阪狭山市、河内長野市、富田林市
	和歌山局	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町
	りんくう局	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
	堺局	堺市、高石市
	和泉・泉大津局	和泉市、泉大津市
	大阪局	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区
	大阪セント	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀

	ラル局	川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区
	北摂局	大阪府箕面市、茨木市、摂津市
	京都みやびじょん局	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市
	北河内局	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市
	北大阪局	吹田市、豊中市、池田市
	高槻局	高槻市、島本町
	東大阪局	東大阪市
	神戸芦屋局	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド
	神戸三木局	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市
(株)ジェイコム九州	福岡局	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市
	北九州局	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市
	熊本局	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合志市
(株)ケーブルネット下関	下関局	下関市
大分ケーブルテレコ	大分局	大分県大分市、由布市、津久見市

<p>別記 2 削除</p>	<p>△(株)</p>	<p>豊後大野市、玖珠郡九重町、国東市安岐町、竹田市、臼杵市</p>	<p>削除</p>
<p>別記 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北電力ネットワーク株式会社の送配電区域 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県、山形県（ただし、飛島を除く）、新潟県（ただし、佐渡島及び粟島を除く） ・東京電力パワーグリッド株式会社の送配電区域 東京都（ただし島嶼地域※1を除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、 静岡県（富士川以東※2（ただし、芝川町内房を除く）） ※1 東京都島嶼地域 大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅村、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島 ※2 静岡県富士川以東 熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊藤市、御殿場市、下田市、裾野市、沼津市、富士市、富士宮市（ただし、芝川町内房を除く）、三島市、賀茂郡（河津町、西伊豆町、松崎町、南伊豆町、東伊豆町）、駿東郡（清水町、長泉町、小山町）、田方郡（函南町） ・関西電力送配電株式会社の送配電区域 大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県（ただし、赤穂市福浦を除く）、福井県の一部（美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町）、岐阜県の一部（不破郡関ヶ原町）、三重県の一部（熊野市（新鹿町、磯崎町、大泊町、須野町、二木島里町、二木島町、波田須町、甫母町、遊木町を除く）、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町） ・中国電力ネットワーク株式会社の送配電区域 鳥取県、岡山県、広島県、島根県（ただし、島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島を除く）、山口県（ただし、見島を除く）、兵庫県の一部（赤穂市福浦）、香川県の一部（小豆郡小 			

豆町、香川郡直島町)、愛媛県の一部(越智郡上島町、今治市(伯方町、上浦町、大三島町、宮窪町、吉海町、関前))

・九州電力送配電株式会社の送配電区域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(ただし、以下の離島を除きます。)

[福岡県福岡市] 小呂島

[長崎県対馬市] 対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島

[長崎県壱岐市] 壱岐島、若宮島、原島、長島、大島

[鹿児島県鹿児島郡] 上甑島、中甑島、下甑島

[鹿児島県鹿児島郡] 竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島

[鹿児島県西之表市] 種子島(西之表市)

[鹿児島県熊毛郡] 種子島(中種子町、南種子町)、屋久島、口永良部島

[鹿児島県奄美市] 奄美大島(奄美市)

[鹿児島県大島郡] 奄美大島(龍郷町、瀬戸内町、大和村、宇検村)、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳之島、沖永良部島、与論島